

令和7年度 第1回松江市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 日時 令和7年5月21日（水）10：00～11：30
- 2 会場 松江市役所 第4別館 教育委員会室（参集及びオンラインによる）
- 3 会議の出席者（順不同）

（1）協議委員 15名（所属・敬称等 略）

古藤 康則、西村 睦、多々納 雄二、藤原 奈緒美、宍道 光裕、嶋田 隆、加本 市郎、
杵村 忠司、岡田 志恵美、柳澤 優大、角脇 新一、高橋 悟、長坂 正、深貝 登志子、
河村 英夫

※代理出席1名（澤田 真理子）

※欠席者4名（長嶋 良江、徳永 稔、富澤 治、岩宮 恵子）

（2）松江市 10名

藤原教育長、川上副教育長、森脇法務専門官、佐藤法務専門官、
生徒指導推進室 奥原室長ほか室員5名

4 委嘱状交付

（1）交付（事務局）

本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。令和7年度松江市いじめ問題対策連絡協議会委員として、市長から委嘱される方は19名でございます。本来なら市長よりお1人ずつ委嘱状を交付すべきところですが、先般、各協議委員の皆様へ送付させていただきました。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。なお、委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日です。よろしくお願いいたします。

続きまして、松江市いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱に当たりまして、上定市長がごあいさついたします。

（2）上定市長あいさつ

皆様、おはようございます。松江市いじめ問題対策連絡協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申しあげます。皆様には、大変ご多忙のところ、協議委員にご就任いただきまして、また、本日の協議会にもご出席くださいまして誠にありがとうございます。松江市では、平成30年にいじめ防止基本方針を改定しまして、いじめの防止と認知、また、認知された際の適切な対応に努めてきたところでございます。いじめを速やかに発見し、その対策を講じるということは、子どもたちが健全な成長を遂げる上で極めて重要であり、私たち大人が責任をもって取り組まなくてはならないものと考えております。そうした中で、いじめ問題の解決に向けた効果的かつ具体的な対策を協議する場として、平成26年に本協議会が設立されまして、教育、福祉、法律分野の関係者、あるいは市民活動団体などが一体となって、いじめ問題に取り組んできたところでございます。近年、いじめの認知件数は増加しておりますが、学校現場において、いじめに対する組織的な対応や積極的な認知が進むことによって、きめ細やかな対応がなされているあらわれととらえているところでございます。また、不登校の児童生徒が増加しているという現状もとらえまして、不登校支援の取組をさらに充実、強化していく必要があると認識しております。委員の皆様には、教育分野を初めとする様々な領域のエキスパートとして、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整えるため、貴重なご意見、またご提案をいただければと考え

ております。本日はいじめ対策に関わりますこれまでの取組とその成果、また現状と課題今後の対応方針などについてご審議をいただくこととしております。皆様から忌憚のないご意見をちょうだいしまして、活発に議論していただくことを期待しまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5 協議委員自己紹介

6 事務局等紹介

7 資料の確認

8 会長、副会長の選出（会長：高橋委員、副会長：西村委員）

○事務局

それでは、協議に入ります前に、会長副会長、決定したいと思います。会長、副会長の選任につきましては、同条例第6条第1項の規定によりまして、協議委員の互選により選出されるものとなっております。まず会長につきまして、ご自身も含めてどなたかご推薦はございませんでしょうか。ご意見のある方は挙手をお願いします。多々納委員、お願いします。

○多々納委員

昨年度の会長を務めていただきました、島根大学の高橋委員が適任ではないかと考えております。いかがでしょうか。

○事務局

高橋委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。異議のある方は挙手をお願いします。異議がないようですので、高橋委員に会長をお願いしたいと思います。続きまして副会長ですが、どなたかご意見等ある方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。宍道委員お願いします。

○宍道委員

昨年度も、副会長を務められ、協議会や学校現場のことをよく知っておられる西村委員が適任ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○事務局

西村委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。異議のある方は挙手をお願いします。それでは皆さん、異議がないようですので、副会長は西村委員をお願いしたいと思います。では改めて、会長、副会長よりごあいさつをいただきます。

○高橋会長あいさつ

改めて、島根大学人間科学部の高橋と申します。昨年度より引き続きということで、務めさせていただきますようしくお願いします。いろんな委員の方にご意見いただいて、有意義な会にしていけたらと思っていますので、ご協力ようしくお願いします。

○西村副会長あいさつ

昨年度に引き続きまして、副会長を務めます西村でございます。学校現場のことなど皆さんと共有しながら、より良い方向に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

9 協議会の公開、非公開（全体を通して公開）

○高橋会長

まず議事に先立ちまして会議の公開非公開について事務局に確認いたします。本日の議事に、松江市情報公開条例第30条に該当する報告協議事項は含まれていないと聞いてますけれどすべて公開として

よろしいでしょうか。

○奥原室長

はい。よろしいです。

○高橋会長

それでは、本日の協議等につきましては公開とさせていただきます。それではまず、事務局より報告事項をお願いします。

10 報告

○奥原室長

資料1をお開きください。令和6年度松江市におけるいじめの認知状況についてご報告いたします。初めに、2点ご説明をいたします。まず、本協議会は、松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第2条にありますように、松江市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等のための施策の検証が目的となっております。これまでは、不登校や問題行動についての資料もこの会でお示ししてまいりましたが、今年度、協議会の趣旨を踏まえ、いじめに関わる資料のみの提示とさせていただきます。また、この報告につきましては、松江市が独自の取組として行っております「いじめに関する調査」に基づいた報告となります。この調査は、令和6年度中に各学校で認知したすべてのいじめ事案について、学校に報告を求めています。認知件数は、被害として学校から報告された児童生徒の総数となっております。したがって、同じ児童生徒が2回のいじめ被害を受ければ、認知件数を2件と数えています。これは、すべての事案に対しまして、学校と教育委員会が連携して丁寧に対応を行い、児童生徒のよりよい成長支援につなげるためでございます。国や県が公表するいじめの認知件数につきましては、被害児童生徒の実人数でありまして、例えば、同じ児童生徒が複数回、いじめ被害を受けても1件、また同じ児童生徒同士が複数回けんかをした場合も、それぞれ1件のみの計上となります。カウントの仕方が異なりますのでご注意ください。

それでは、資料の説明をいたします。(1) 松江市における小中学校別いじめの認知件数の推移でございます。令和4年度から令和6年度のグラフをご覧ください。直近3年間についての認知件数の推移を示したものでございます。令和4年度からの3年間は、各学校で積極的ないじめの認知が進み、令和6年度においても、認知件数は大きな増減なく推移いたしました。教育委員会からの促しや校内研修等を経て、以前はちょっとしたけんかや悪ふざけとしてとらえていたようなケースもいじめとして認知し、事実確認からお互いの謝罪、指導まで丁寧な対応が各学校で浸透してきたように思っております。令和6年度は、学校から教育委員会へ、小中で合計1,054件のいじめの認知の報告がございました。これは児童生徒からの事実確認をもとに、学校がきめ細かく対応したことで、ケースの中には結果として双方向のいじめとなり、それによって認知件数の増加に繋がったととらえております。なお、平成30年の総務省からの勧告により、年間でいじめの認知件数が0件の学校につきましては、校内のいじめの認知に関わる取組が適切であったかを検証するよう求められております。令和6年度は、該当校が1校ございまして、いじめの取組の検証や児童生徒保護者への公表等を行うことを教育委員会から当該校へ依頼をしております。

続きまして(2) 小中学校の学年別認知件数でございます。2ページの(2) 小中学校の学年別認知件数のグラフをご覧ください。小学校につきましては、令和6年度は中学年の認知件数が高学年を上回る結果となりました。特に4年生の認知件数が増加し、発達段階や環境により不安定になりやすく、

トラブルが多い傾向が伺えました。また、その下の折れ線グラフには、令和6年度の4年、5年、6年生について、これまでの認知件数がどのように推移してきたのかを表しております。学年の特性もごさいますが、いずれの学年も4年生時に、認知件数が多い傾向にあることがわかります。したがって、小学校では、発達段階に応じた丁寧ないじめの対応をもとに、4年生、また高学年へと児童の成長を支援する必要があると考えております。続いて、中学校の学年別認知件数のグラフをご覧ください。中学校では、例年と同様に、令和6年度におきましても1年生の認知件数が多い傾向にあることは変わっておりません。しかしながら、令和6年度は2年生の認知件数が、例年に比べて増加したことを踏まえて、生徒が大きく成長する2年生時においても継続した丁寧な対応を学校に促していきたいと考えております。また、その下の折れ線グラフは、令和6年度の2年生、3年生について、これまでの認知件数の推移をあらわしております。いずれも学年が進むにつれて、認知件数が減少していることがわかります。1年生時の丁寧な対応が、3年生時の集団生活の安定に繋がっているものと考えております。

続きまして、3ページから5ページの報告をさせていただきます。(3) いじめの態様について説明いたします。グラフは、認知されたいじめの態様を上表の9項目に分類したものでございまして、ただし、1つのいじめ事案につきまして、態様が複数になる場合もございまして、態様の合計は認知件数と一致いたしません。小中学校ともに、①「冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる」、⑦「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という項目が令和6年度も多く報告されました。(1)で説明いたしました認知のとりえ方にも関連してまいりますが、このことは、ちょっとしたことでいじめとして丁寧に見て対応した結果、言葉での嫌がらせや行為による嫌がらせが多く、児童生徒の軽率な行動や判断不足が原因でトラブルになるケースが今年度も多い傾向にありました。また、令和6年度は④の暴力行為が減少し、③の件数が大きく増加しております。これは、暴力行為のとりえの見直しにより、④の暴力行為の件数が、軽微な暴力行為である③または⑦に推移したこともございしますが、ちょっとしたことですぐに手が出てしまう、相手が叩いたから叩き返したなど、児童生徒自身のコミュニケーション能力に関わる部分も原因の1つとしてあるのではないかと感じております。そういった点につきましても、教育委員会の方で検討いたしまして、学校へ投げかけていきたいと考えております。⑧のSNSに関する事案でございしますが、これは、年々増加している傾向にあります。今年度もいくつかトラブルが報告されておりますが、SNSに関する事案、特に画像や書き込みの流出への対応につきましては、各学校で迅速な対応が行えるようになり、大事に至らず、収束の方向に向かうケースがほとんどでございました。SNSの事案への対応が学校に浸透してきており、画像の消去や、警察との連携などの適切な対応が学校に浸透してきた表れと考えております。今後も児童生徒のSNSの使用等についての学習、教職員向けの研修にも積極的に取り組み、SNSに関する事案の未然防止もさらに力を入れてまいりたいと思っております。

続きまして、4ページ、(4) いじめの発見のきっかけでございまして、いじめの発見のきっかけにつきましては、小学校では⑦いじめを受けた児童の保護者からの訴えでわかった事案が最も多くございました。中学校では、①いじめを受けた本人からの訴えに次いで、④の担任以外の職員からの情報が発見のきっかけになったものが多く報告されました。中学校では、担任以外が生徒と関わる時間が多く、教科担任や部活動の顧問が生徒からの訴えを聞いたり、実際に現場を発見したりすることが多いためであるとと考えております。学校ごとの認知件数は、小学校より中学校の方が多い傾向にありますが、認知

件数といじめの発見のきっかけは、少なからず影響していると推測できます。そういった点からも、いじめの認知について学校に適切な投げかけができるよう、教育委員会としても取組を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、(5) いじめの形態についてでございます。令和6年度も、小学校中学校とも、加害児童生徒1人、被害児童生徒1人のケースが最も多く報告されました。繰り返しになりますが、これは1対1のけんかを学校がいじめとして認知するほか、双方向の事案としてとらえる場合もあるためでございます。加害不明の事案の中には、被害側が加害への対応を求めないため、加害側への聞き取り等の対応ができないケースなども含まれております。そのような場合には、学校は被害側に対して、継続的な見守り支援を続け対応をしております。

ここまで、松江市のいじめの状況等について説明いたしました。教育委員会としましては、いじめの認知件数が増加することが問題ではなく、見逃しによって適切ないじめの対応ができなくなることが問題だととらえております。いじめの認知につきましては、各校のいじめ対策、対策組織の判断によるところではございますが、松江市全体で実態を共有しまして、より適切な認知、いじめの未然防止などができますよう、今後も研修の機会等を設けていきたいと考えております。

続きまして、資料の2をご覧ください。令和6年度いじめに関する報告書、年度末状況調査についてご説明いたします。松江市では、年度ごとに年間で認知したいじめ事案が、年度末の時点で対応状況がどのようになったかを調査しております。資料は、令和6年度の認知事案につきまして、調査した結果をまとめたものでございます。参考までに申しあげますと、いじめの解消の判断、これにつきましては、松江市いじめ防止基本法基本方針の令和6年度版15ページ、いじめ解消の判断に記載しております。令和6年度中に解消されず、令和7年度も継続して指導対応や経過観察を行うケースにつきましては、小学校で149件、中学校で110件、高等学校で2件あります。未解消の事案につきましては、合計で261件ということでございます。この中には、発生から3ヶ月が経過しておらず、解消の判断ができないもの、3ヶ月は経過していますが引き続き見守りを行っているもの等が含まれます。令和6年度の傾向としましては、小学校4年生でその割合が高いことが伺われ、資料1の説明にもありましたが、小学校中学年のいじめの対応に注意が必要だと考えております。年度末の時点で3ヶ月を経過していながら、未解消となった事案の主な理由としましては、一応の和解ができて、解消として判断が可能なケースについても、児童生徒や保護者に不安が残っている、加害生徒の不安定な状況が続いているなど、学校が危機感をもって、引き続き見守りを行っているケースが多くございます。令和6年度末の時点で解消に至っていない事案については、令和7年度1学期終了後に再度調査を行いまして、解消に向けた取組を進めてまいります。なお、この調査につきましては、これまでは年度末の調査後に、1回のみの追跡調査で終了する単年調査でございましたが、今年度から1学期後の追跡調査で解消とならない事案につきましては、次年度の年度末調査でも引き続き調査、追跡していきたいと考えております。調査の詳細につきましては、今後検討を重ねまして、実施をしていきたいと思っております。

続きまして、資料の3をご覧ください。令和6年度松江市いじめ相談電話ホットラインの相談受付状況についてご説明いたします。令和6年度の電話相談件数は、2件でございました。いずれもいじめに関する相談でございますが、1学期の早い時点での相談で、相談者は保護者でした。相談時間は20分以内で、緊急な対応が必要な相談ではありませんでした。これに加えまして、保護者から直接生徒指導推進室、また松江市青少年相談室に相談されるということもありました。児童生徒からの電話相談は

0件でございました。2ページ以降に設置要綱を記載しておりますので、またご覧ください。令和6年度は相談件数が少なかったことや、児童生徒からの相談がなかったことなどを踏まえまして、いじめ相談電話の周知の方法や不安定になりやすい2学期3学期の期間の取組について検討いたしまして、より効果的な活用ができるようにしていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○高橋会長

そうしましたら、ただいまの事務局からの報告にご質問等ある方は、挙手をお願いしたいと思います。直接、手を挙げていただいても結構ですし、挙手ボタンでお知らせいただいても結構です。資料が1、2、3とありまして、それぞれ別々の報告内容になっていますが、何のことでも良いかなと思いますので、いかがでしょうか。

宍道委員からお願いします。

○宍道委員

発達・教育相談支援センターの宍道でございます。私から、資料1、4ページの、いじめ発見のきっかけというところでの質問でございます。6番のアンケート調査等により発見というのが、小学校中学校も、他の12番、7番等に比べて、すごく少ない状況にありますが、これは小学校も中学校も同じアンケートを使っておられるのか、どういう形でアンケート調査をしてこういう結果なのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

○高橋会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

○奥原室長

このアンケートに関しましては、アンケートQ Uが1つあると思います。またそれに加えて、各学校で取り組んでいる教育相談アンケートが含まれると思っております。

○高橋会長

ありがとうございました。いかがでしょうか、宍道委員。

○宍道委員

なぜ低いかという原因はわからないということですか。

○高橋会長

事務局いかがでしょうか。

○奥原室長

アンケートでわかる事案というよりも、日常の生活の中で、こどもたちからの直接の訴えとか、例えば保護者さんからの情報でいきますと、小学校でいうと連絡帳への記載とか、そういったことによって認知がなされているととらえております。またアンケートについては、日常的に行われるものではないと認識しておりまして、学期に1回とかそういった期間でのアンケート調査になると思いますので、このような数字になっているのではないかと考えます。

○高橋会長

宍道委員、いかがでしょうか。

○宍道委員

ありがとうございました。

○高橋会長

よろしいですかね。これは各学校でアンケートの書式といいますか、質問項目であったりとか内容が異なるということなんですか。

○奥原室長

各学校における教育相談に関するアンケートにつきましては、各学校で作成をしておられると考えております。教育委員会から統一したものを配布周知というようなことは、現在いたしておりません。

○高橋会長

承知しましたありがとうございます。他にいかがでしょうか。河村委員、お願いします。

○河村委員

携帯のところでSNSの事案が多いとご説明があったのですが、小学校が特に多いということなんですが、小学校ではどんな端末を使っているのでしょうか。個人のスマホなのか、それとも学校で使っている教材の端末なのかお伺いしたいと思います。

○高橋会長

ありがとうございます。資料1の3ページですかね。小学校のSNSのということは⑧番のところになりますか。どのような端末で、いじめが行われているのかということについての情報があるかどうかですか。事務局からいかがでしょうか。

○奥原室長

端末につきましては、主に個人のスマートフォンが多い傾向にありますけども、中には、1人1台端末のタブレットによるものもございました。あとはゲームの機器もあると把握をしております。一番多いのは、個人のスマートフォンによるLINEの書き込みが多いと認識しております。

○河村委員

ありがとうございました。

○高橋会長

そうしましたら、他の委員の方からご質問等ありましたらお願いします。澤田委員。

○澤田委員

資料1のポイントの中にもいろいろ示されているのですが、例えば5ページのところでいくと、「被害者が加害者への対応を求めないことで聞き取りができない状況で、学校は継続した見守りを行っている」というようにしておられますが、どのような形でアプローチをしておられるのかなとお伺いしたいと思います。お願いします。

○高橋会長

事務局からいかがでしょうか。

○奥原室長

いじめとして認知したケースにつきましては、加害、被害の双方に学校は聞き取りを行います。それによって事実の確認を行って指導や支援につなげていきますが、被害側の聞き取りを行った際に、「加害には言わないでほしい」「周りの人にはわからないようにしてほしい」などといったケースが見受けられます。学校、それから教育委員会としましても、加害側への適切な支援をするためにも、加害への聞き取りと指導の提案は必ずいたします。それでも被害側が「それはやめてほしい」ということであれ

ば、しない場合もあるということでございます。よろしいでしょうか。

○澤田委員

ありがとうございました。

○高橋会長

なかなか対応が難しいケースもある中で、対応いただいているのかなと思いますけれども、他にご質問などいかがでしょうか。深貝委員、お願いします。

○深貝委員

ホットラインですけど、以前から数が非常に少なく、SNSでのいじめが増えている一方で相談は電話ということに対して少し疑問があって、やはりSNSでの相談窓口をきちんと準備しないといけない時代かなあと。ただ対応が非常に難しく、即座に文章で返していきなさいいけないのですよね。そういう難しさはあるかもしれませんが、やはり検討していただきたいと思っています。

○高橋会長

事務局から、この件についてはいかがでしょうか。

○奥原室長

LINE等を使った相談窓口につきましては、中学生、高校生は、島根県がLINEでの相談窓口を設けておられます。そこに相談が入った、市内の松江市内の児童生徒に関わるものは、県と松江市と連携をして、指導、対応を行っているところであります。小学生は現在そのような窓口はございません。市教育委員会としましても、今後、1人1台タブレットを使った相談窓口の開設とか、そういったところを検討していきたいと思っていますところでございます。ただ、小学生は、発達段階等もありますので、やはり基本は学校での教育相談、日々の児童生徒理解、そういったところがメインになるのではないかと考えております。ありがとうございます。検討していきます。

○高橋会長

ありがとうございました。では引き続きのご検討をお願いしたいと思います。他によろしいですか。それでは、次に移らせていただいてよろしいですか。そうしましたら続いて協議に移ります。

11 協議

○高橋会長

協議案件（1）松江市いじめ防止基本方針の改定についてということで、事務局から説明をお願いします。

○奥原室長

資料の4をご覧ください。まず、資料の4-1のところでございますが、松江市いじめ防止基本方針令和7年度版の改定案についてご説明をいたします。平成30年度に大幅な改定を行いまして、その後は委員の皆様からのご意見を参考にしながら、修正を加えて参りました。令和7年度版につきましては、文部科学省や県からの通知、事務連絡、また松江市の方針等を踏まえまして、修正、加筆した部分がございます。変更点につきましては朱書きしておりますので、ご確認をお願いいたします。特に16ページから21ページは、令和6年8月にいじめの重大事態のガイドラインが改定されたことから、平素からのいじめの対応や重大事態の対応について整理いたしまして、大きく修正をいたしております。改めてご確認をお願いします。なお、目次の終わりにありますが、資料の22ページから26ページの部分には、本日報告いたしました資料1を加えることとなりますので、ご承知おきください。以上で

ございます。

○高橋会長

ありがとうございました。こちらは協議事項ということになりますので、ご質問、それからご意見もお寄せいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。質問、ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。柳澤委員からお願いします。

○柳澤委員

13 ページのいじめ防止等の取り組みというところで、こども自身が考えるということも大切だと思っているんですけども、道徳の授業だけではなかなか難しいというか限界があるのかなと思っていて、例えば、スクールカウンセラーだったり、専門家の心理士だったりが見学に対して、授業というか講義という形で、学年や成長段階に合わせて、専門家の知見を活用しながらいじめ防止に繋がるような取組ができないかなと考えたところではありますが、そういったことが実現可能なのかなと思ひまして質問とさせていただきます。

○高橋会長

ありがとうございました。今おっしゃられたのは、13 ページの「いじめの未然防止」のところの「いじめ問題に対する教育の推進」の中の話ということによろしいですか。

○柳澤委員

はい。

○高橋会長

このところでスクールカウンセラー等による専門家の知見を活かした教育が取り入れられないだろうかというご意見かなと思いますけども、事務局からいかがでしょうか。

○奥原室長

ありがとうございます。実は、各学校にスクールカウンセラーを配置しております。このスクールカウンセラーの業務の中にも、教育プログラムということで、各学級にスクールカウンセラーが担任と一緒に入って、集団づくりの学習や人間関係づくり、それから発達状況等に合わせた内容の学習等を行っているところがすでにあると把握しております。

○高橋会長

そうすると、「道徳教育をはじめとして」というところで、最後にそういう活動に取り組むというこの活動の中に、すでに現状としてはスクールカウンセラー等による教育活動というのが実態としてはもう含まれているということになるのですかね。そこを明示するかどうかの話になるのかなと思うんですけど、柳澤委員いかがでしょうか。

○柳澤委員

承知しました。実態が把握できてよかったです。ありがとうございます。

○高橋会長

よろしいですかね。他の委員からいかがでしょうか。16 ページのいじめ対応の検証のところも、これが必要であるということは以前からあるわけですし、重大事態への対応ということもガイドラインの改定に伴う変更というところなので、適切に改定されているのかなと感じますけども、いかがでしょうか。特にないようでしたら、この内容でご承認いただけたということによろしいですかね。そうしましたらご承認いただいたようですので、続いて協議案件の2に移りたいと思います。令和7年度松

江市いじめ防止対策推進事業計画について、事務局より説明をお願いします。

○奥原室長

最後になりますけども、資料の5でございます。令和7年度松江市いじめ防止対策事業推進計画についてご説明いたします。今後の計画になりますが、本日協議いただきました松江市いじめ防止基本方針につきましては、今後、令和7年度版を策定しまして、6月には市内各学校に周知をいたします。それをもとに、各学校に対して、学校いじめ防止基本方針の点検、改定作業を依頼しまして、9月のところで提出を求めます。あわせて、各学校のホームページや学校だより等で各校の基本方針、松江市の基本方針につきまして、保護者や地域に発信してもらうことにしております。また、11月をいじめ防止啓発月間といたしまして、管理職を対象に、魅力ある学校づくり研修会を今年度も開催する予定であります。いじめ防止のために学校に求められていることについては、すでに市内校長会、教頭会等で周知をしておりますが、今後も様々な機会をとらえて、教育委員会から発信を続けてまいりたいと考えております。また、令和7年度も協議員の皆様の学校訪問を行う予定であります。昨年度は、訪問校から学校紹介等もしていただきました。今年度は内容を検討いたしまして、協議委員の皆様がより参加しやすくなるように工夫をして参りたいと考えております。2学期に実施する予定で考えておりますが、実施に向けて、協議委員の皆様からも要望等ご意見をいただきながら計画を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。詳細につきましては、後日ご連絡をさせていただきます。以上で報告を終わります。

○高橋会長

ありがとうございました。事務局からの説明に、質問ご意見のある方は挙手をお願いします。今年度の事業計画ということでもう始まっているところではあるんですけども、いろいろご意見いただければ、反映させていけるところはあるのかなと思います。学校訪問につきまして、参加しやすいような工夫をというようなことをおっしゃっておられたと思いますが、何か委員の方々からご要望とか、こんなふうにしてもらえると参加しやすいとか、特に昨年度から引き続きの委員の方につきましては、何かございましたらご意見いただければと思います。いかがでしょうか。特にないですかね。学校訪問については、どのように実施するかということもそうかなと思いますけども、やはり日程がなかなかネックになるということが委員の皆さんはあるかなと思いますので、可能な限り早めに決めていただけるといいのかなというのが私からの要望になります。その他いかがでしょうか。そうしましたら、この推進計画でご承認いただいたということですので、以上で協議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

最後に、全体を通して何かご意見等ご発言されたいことがあるという方は、挙手をお願いしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○西村副会長

中学校長会西村でございます。感想になるんですが、最初の資料1の2ページのところに、「特に小学校4年生のトラブルが多い」ということ、私これを見まして、ちょっと不適切かもしれませんが、非常に健全だなと思いました。といいますのが、中学校ですけども、今の特に3年生とか2年生という子らが、コロナのころにいわれる「ギャングエイジ」と呼ばれる時期を過ごしておりまして、なかなか人と関わる力が未熟といいますか、それをもとにトラブルが起きているという実態があります。当然集団で生活しますので、トラブルが起きるのは当たり前ですし、それでいじめの認知件数が増えるという

ことは本当健全だなと考えております。とにかく普段からアンテナを張って、あるいはソナーを効かせてこどもたちの様子をキャッチしていくということを心がけております。当然人と関わる力とか、集団で生活する力もつけていかないといけないので、最初から大人が入り込んでしまって、こどものことを調整するのもどうかという、この塩梅が難しいというのが実際です。ですから、こども本来の自分たちでつけていくべき力も、少し様子を見ながらというのも学校の中では工夫をしているところです。ただ、正しく導くとか成長支援を促すということは、引き続きやっておりますので、このいじめ認知件数の多さで、周りの評価がマイナスに働くというのはどうかと思ってまして、最初の市長のごあいさつもあったように、あるいはこの会の中でもあったように、認知件数が増えることは、決してマイナスではなくてむしろプラスだということ。いじめを見逃さないということ、トラブルをしっかりと大人が見ているということは、メッセージとしてしっかりいろんな人に伝えていきたいなと思っております。あわせて人権侵害も絡んできますので、そういう意味では、単なるトラブルやいじめということでの解消だけではなくて、「このことは一体どういうことなんだ」ということで、未来に繋がるような指導・支援をしていきたいと考えて、一緒にこどもたちと生活しているところでございます。以上です。

○高橋会長

本当にコロナの影響というのは、教育現場ですごく実感されてるところなのかなと感じました。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。それでは事務局から何かありませんでしょうか。

○事務局

第2回の協議会のご案内をいたします。令和8年1月23日金曜日、10時から11時30分で予定しております。後日、詳細についてはご連絡いたしますのでよろしくお願いします。また、学校訪問についてですが、内容や時期について、協議委員の皆さんにご参加いただきやすいものを計画していきたいと思っております。早めにご連絡したいと思っておりますので、こちらの方もよろしくお願いします。以上です。

○高橋会長

そうしましたら、以上で議事を終了といたしたいと思っております。ありがとうございました。では、事務局にお戻しします。

○事務局

高橋会長、議事の進行、誠にありがとうございました。それでは最後に、藤原教育長がごあいさついたします。

○藤原教育長

今日も長時間にわたりまして、真摯なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。高橋会長には円滑な進行それから、いろいろなご意見を引き出していただきまして、誠にありがとうございました。本協議会も、毎年委員の皆様方からいただきました意見を反映することで、より良い対応に取り組んでいるところでございます。未解決案件の追跡調査の実施であるとか、委員の皆さんによる学校訪問、こういったことも意見を反映させた形で、新たに導入をさせていただいたところでございます。こどもたちの最近の状況を見ますと、先ほどコロナの影響という話もございましたが、なかなかボキャブラリーが少なく、自分の心の中を言葉にして表すことが本当に苦手、そこがまだ成長してないというところがあります。自分の思いが相手に伝わらないことによって、やはり行動に出てしまう、そういうことがトラブルの要因にもなっています。学校現場では、いわゆるプレゼンテーションといいますか、自分の考えをまとめて、自分の言葉で発表させる機会をどんどん増やすようにということで、各学校の校

長に依頼をさせていただいているところでございます。若者の会話を聞いておりますと、すべて省略した言葉で、十分にコミュニケーションが図れる状況にないと認識をしております。学校現場でもそういう取組を通じて、自分の気持ちを相手にしっかりと伝え、コミュニケーションを図っていける能力を養成していくという取組をしっかりとやっていきたいと思っております。それから、本日もご意見をいただきましたように、こどもたちのなかなか言葉に出して言えない、そういう悩みをどうやって受け止めていくのかという新しい方針として、先ほどありましたように、タブレットであったりSNS、そういったものを有効に活用する手法というの、当然検討していかなければいけないと思っております。文部科学省からも、1人1台タブレットによる健康観察という言葉ではありますが、毎日、少しずつでもこどもたちの変化を把握する手法としてタブレットを活用しなさいという通知、通達も出ております。そうした中でこどもたちが相談案件をしっかりと先生に届けるというような仕組みについても、引き続き検討し、実施もしていかなければいけないと考えているところです。それから、SNSに関しては、やはり問題が複雑化してから、明らかになるという事案が非常に多くて、そのSNSのトラブルをどうやって把握するのかというのは、非常に現場サイドでも難しい課題になってきております。こういった課題につきましても、今後皆さん方のご意見、それから様々な知見をいただきながら、少しでもよい対応につなげていければと考えているところでございます。今年1年間、また皆さん方には大変お世話になります。こどもたちのためということで、お忙しい中とは存じますが、ご支援、ご助力を賜りますことをお願い申しあげまして、閉会にあたっての私の御礼のごあいさつとさせていただきます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。以上をもちまして、第1回松江市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。